

平成31年度採用「秋田県高等学校等奨学金」予約募集要項

公益財団法人 秋田県育英会

1 申込資格（次の事項のすべてに該当すること）

- (1) 申込時点で、保護者が秋田県内に居住していること。
- (2) 中学校等の第3学年に在学し、平成31年4月に県内外の高等学校等へ進学を希望する者で、経済的理由により修学が困難な生徒。
(注1) 中学校等とは、中学校、中等教育学校の前期課程及び支援学校の中等部をいう。
(注2) 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、支援学校の高等部及び専修学校高等課程をいう。
- (3) 中学校等第2学年の学習成績評定 全履修科目平均 3.5以上。
- (4) 勉学意欲があり、目標に向かって頑張っている生徒。

【注意】

- ◆高等専門学校へ進学した場合、当会の奨学金を受けることはできません。
- ◆高等学校定時制・通信制課程修学資金の貸与又は特別支援教育就学奨励費の給付と、当会の奨学金を同時に受けることはできません。
- ◆貸与中に県外へ一家転住した場合は、当会の奨学生としての資格を失うことになります。

2 貸与月額（無利子貸与）

| | 自宅月額 | 自宅外月額 |
|------|---------|---------|
| 国・公立 | 18,000円 | 23,000円 |
| 私立 | 30,000円 | 35,000円 |

※自宅外月額の対象者は、寮及び下宿など自宅以外から通学する生徒です。

※通信制課程の奨学生の貸与月額は自宅月額を適用します。

3 奨学金の貸与

- (1) 貸与期間 平成31年4月から高等学校等の標準修学年限の期間
- (2) 貸与方法 振込先：秋田銀行本・支店の奨学生名義の預金口座
振込日：原則として偶数月の17日（2ヶ月分ずつ振込）

【注意】振込日が金融機関休業日にあたる場合は前営業日が振込日となります。

～～ 奨学金の初回送金日について ～～

当会では予約募集のほか、高等学校等に在学中の生徒を対象とした定期（在学）募集を毎年4月に行っておりますが、予約奨学生として採用された場合、定期（在学）採用に比べて初回の送金が早く行われます。

| 採用区分 | 初回送金予定日 | 送金内訳 |
|------|------------|--------|
| 予約採用 | 平成31年4月30日 | 4月・5月分 |
| 定期採用 | 平成31年7月31日 | 4月～7月分 |

4 提出書類

- (1) 平成31年度採用「秋田県高等学校等奨学金」申込書（予約）
【注意】連帯保証人は民法で定める親権者又は後見人としてください。
- (2) 平成30年8月以降発行の世帯全員が記載されている住民票（マイナンバーが記載されていないもの・続柄が省略されていないもの）
※別生計者が記載されている場合は、別生計者の氏名の横に「別生計」と記載してください。
※単身赴任等で別に暮らしているが本人と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。ただし、高校生以上の学生（予備校含む）の分は不要です。

～～同一生計者とは～～

生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合も、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

- (3) 申込者の家族（同一生計者）で高校生以上の学生（予備校含む）がいる場合、在学証明書の原本又は学生証の写し
- (4) 申込者の父母それぞれの「平成30年度 所得証明書」。一人親の場合はその方の「平成30年度 所得証明書」（市町村発行のもので、全部記載のもの。市町村によって名称が異なります。）
※収入が無い場合でも、0と記載のある所得（非課税）証明書を提出してください。

【注意】◆源泉徴収票や確定申告書控を「平成30年度 所得証明書」の代わりに提出することはできません。

◆審査上必要とする金額は平成29年分です。

平成29年分の所得証明書には「平成30年度」と記載があります。お間違えのないよう注意してください。

◆上記以外にも書類の提出を求めることがあります。

- (5) 控除に関する書類。該当する方のみ提出してください。
- ①家族（同一生計者）の中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し
 - ②両親のいずれかが単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担額が分かるもの（最新のもの）
 - ③家族（同一生計者）の中に病気療養中の方がいる場合は、平成29年分確定申告書（第一表・第二表共に必要）の写し
 - ④火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と被害額等の分かるもの

5 選 考 学力と所得との総合判定

◇参考◇ 過去の応募者、採用者数（予約募集）

募集人数 100名

| | | | | |
|----------|------|-----|------|-----|
| 平成27年度実施 | 応募者数 | 37名 | 採用者数 | 37名 |
| 平成28年度実施 | 応募者数 | 27名 | 採用者数 | 27名 |
| 平成29年度実施 | 応募者数 | 30名 | 採用者数 | 30名 |

6 申込先 在学している中学校

7 申込締切 平成30年 月 日（ ） *学校の指示によってください。

8 採用結果 平成30年11月下旬 *可否は中学校へ通知します。

9 募集に関するお問い合わせ 在学している中学校または当会へ

【注意】必ずお読み下さい

◎返還について

返還については、それぞれ次の時期に借用証書を作成していただきます。

- 辞退等の異動が生じた場合・・・異動が生じた時点
- 高校卒業時まで貸与を受けた場合・・・卒業年の11月ごろ

貸与終了時の借用証書作成にあたり、申込時に「連帯保証人」として立てた方以外に「出願者（奨学生）」及び「連帯保証人」とは別生計の方で原則として65歳以下の方を「保証人」として立てていただきます。

また、借用証書には「連帯保証人」及び「保証人」の実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付していただくこととしておりますので、ご承知おきください。

(平成30年8月現在)

- 1 返還期間** 貸与期間の3倍の期間内
【注意】全額返還の義務があります。正当な理由もなく返還期間が過ぎても返還されない場合は、年利率5%の延滞利息が課せられます。
- 2 返還方法** 貸与期間が終了し6ヶ月経過後、「月賦」「年賦」および「半年賦」のいずれかにより、奨学金の振り込み口座として当会へ届け出た口座と同じ口座から引き落としにて返還していただきます。

(例) 公立高校3年間(自宅月額) 貸与を受けた場合

月賦返還：6,000円 年賦返還：72,000円 半年賦返還：36,000円

私立高校3年間(自宅月額) 貸与を受けた場合

月賦返還：10,000円 年賦返還：120,000円 半年賦返還：60,000円

- 3 その他** 「秋田県高等学校等奨学金」は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。
奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「kocchake!」の特設ページをご覧ください。同課へお問い合わせください。

詳しくはこちらから↓↓

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 TEL: 018-860-3751

「Kocchake!」URL: <http://www.furusato-teiju.jp/kocchake/>

～ 提出書類チェック表 ～

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 各自自署・押印（別々の印鑑）していますか。 ※自署でないと思われる場合は書き直しを依頼します。 | |
| 2 | 連帯保証人は、親権者（父・母）又は後見人の方ですか。 | |
| 3 | 家族調書の就学者について、「設置者」「就学者控除」及び「通学別」欄は選択しましたか。 | |
| 4 | 家族調書の所得から差し引かれる項目の太枠内について、はいかいいえに○をしましたか。 | |
| 5 | 申込者の家族で高校生以上の学生（予備校含む）がいる場合、在学証明書の原本又は学生証の写しはありますか。 | |
| 6 | 世帯全員の住民票はありますか。 | |
| 7 | 収入の有無にかかわらず、父母の（一人親の場合はその方の）所得証明書はありますか。 | |
| 8 | 所得証明書は平成30年度と記載のあるものですか。 | |

～～ お願い ～～

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げることがあります。書類がそろわない場合は選考の対象になりませんので、携帯電話や勤務先等、日中に連絡が取れる電話番号を申込書の連帯保証人欄「日中の連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。また、ご提出いただく書類が多いため、募集要項を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。

公益財団法人 秋田県育英会

〒010-0951

秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎5階

TEL : 018-860-3552 FAX : 018-860-3555